

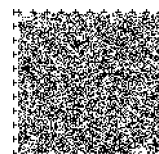
# 第3次刈谷市地域福祉計画

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

計画期間 平成27年度～平成31年度



視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード（SPコード）」を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。



## 計画のねらい

地域には、障害のある人、子育てに悩んでいる人、認知症の人やその家族、ひとり暮らしで閉じこもりの高齢者、生活に困窮している人など、支援を必要としている人がたくさんいます。それらの人が、地域で安心して生活を送るためには、公的なサービスに加え、地域住民の相互支援も大切です。

しかし、少子高齢化、核家族化などにより、地域のつながりは薄れ、家庭や地域の介護力・子育て力は低下してきています。

この計画では、住民の幅広い参画と、市、市社会福祉協議会、自治会、NPO、ボランティアなどの協働により、地域のつながりを築き、地域の福祉力を高めることを目指します。

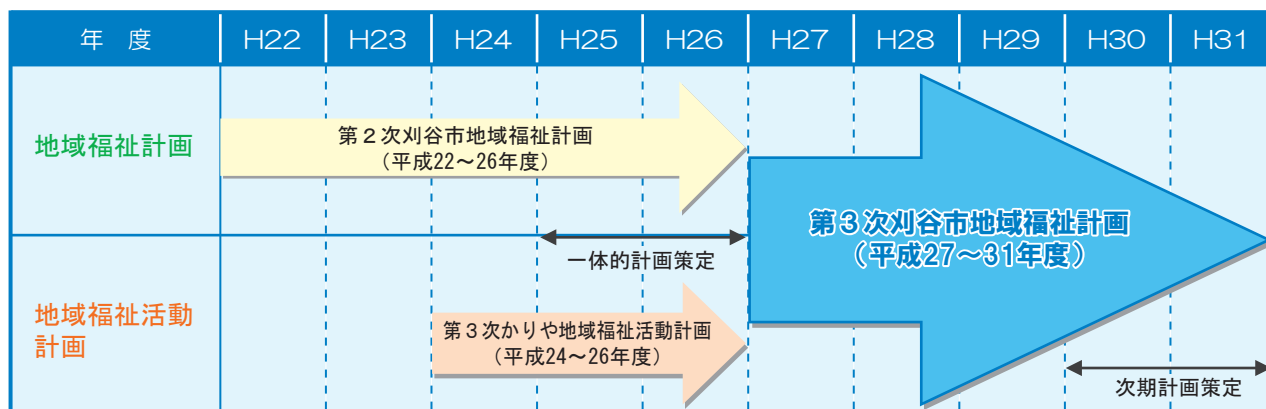
## 基本理念

### 『参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち』

地域で何らかの支援を必要としている人を、地域社会の構成員として包み支え合うという『参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち』の考え方を、この計画の基本理念とします。

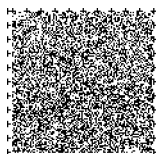
## 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間とします。

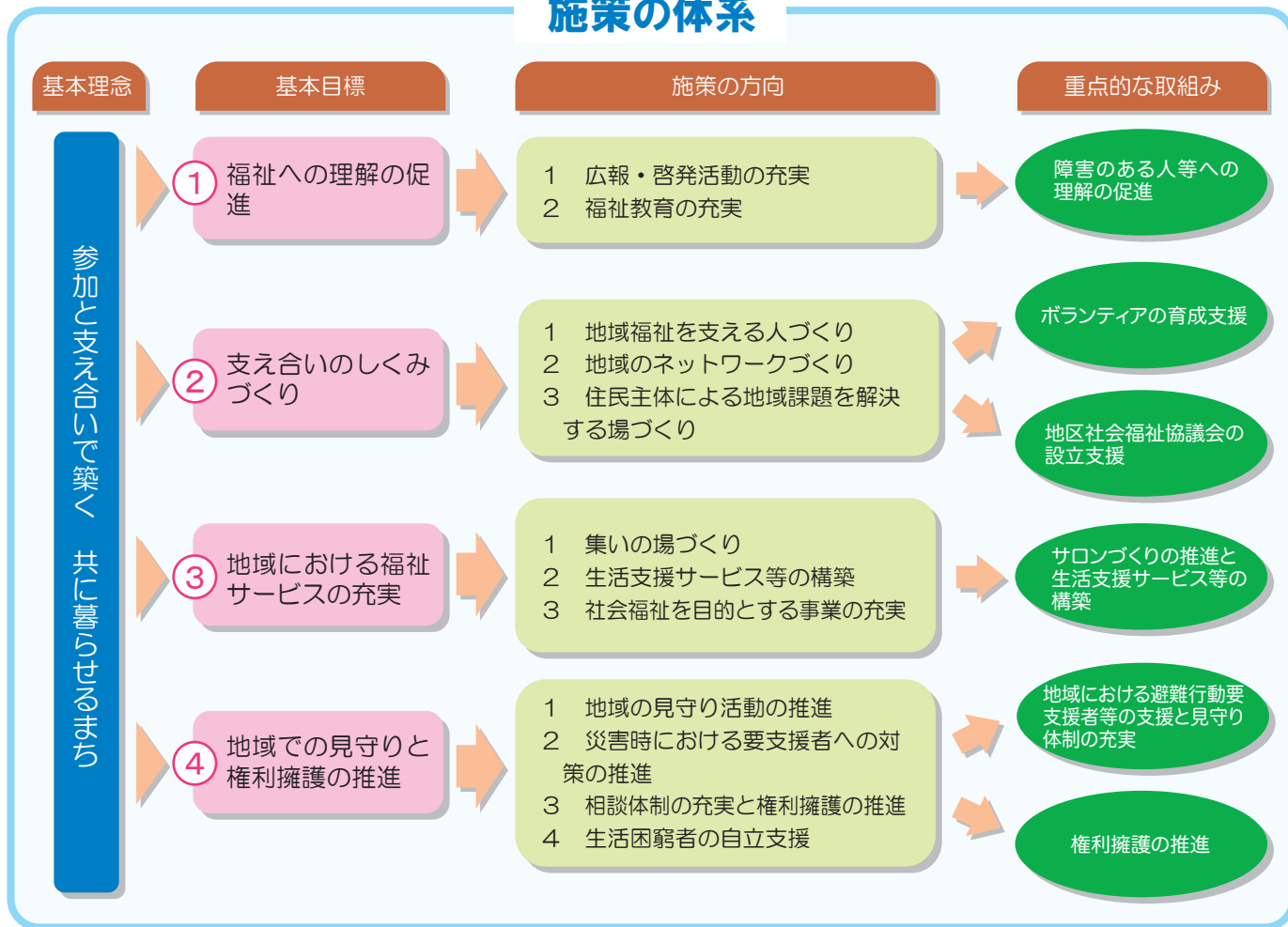


### 地域福祉計画 と 地域福祉活動計画

これまで、市は社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を、社会福祉協議会は地域住民や関係団体、企業などとともに福祉のまちづくりを目指すための実践的、具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」を策定していました。この2つの計画の目指すところは同じであり、両計画の連携をさらに強めて課題と取組みを共有していくため、市民意識調査や地域住民会議、懇話会などを一緒に取り組み、一つの計画として策定しました。



## 施策の体系



## 成果指標

市民意識調査結果から成果指標を定め、施策を推進していきます。

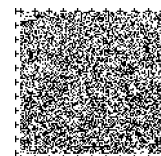
基本目標	指標項目	現状値 (H25年)	目標値 (H30年)
福祉への理解の促進	福祉を学んだことがある人の割合(※1)	72.0%	77.0%
	社会福祉協議会の認知度(名前も活動も知っている)	12.6%	18.0%
支え合いのしくみづくり	ボランティア活動への参加割合(活動中+参加経験あり)	26.4%	40.0%
	ボランティア活動への参加割合(※1)(活動中+参加経験あり)	61.0%	66.0%
地域における福祉サービスの充実	刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合(非常に高い+やや高い)	15.7%	21.0%
	刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合(非常に進んだ+やや進んだ)	15.4%	21.0%
地域での見守りと権利擁護(※2)の推進	地域包括支援センター(※3)の認知度(名前も活動も知っている)	9.2%	15.0%
	民生委員・児童委員(※4)の認知度(委員も活動内容も知っている)	6.7%	12.0%
	自主防災組織の認知度(名前も内容も知っている)	13.7%	19.0%

※1の指標項目は市内在住の15歳から19歳までの方を対象とし、その他の指標項目は市内在住の20歳以上の方を対象として実施します。

※2 権利擁護は、自己の権利を表現することが困難な、認知症の高齢者や障害のある人などの権利侵害の予防や権利行使の支援を行うことです。

※3 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関です。

※4 民生委員は、児童委員を兼務しており、担当の地域で高齢者や障害のある人、子育て世帯などからの日常生活での相談に応じ、助言や援助を行います。



# 基本計画

次の基本目標を掲げ施策を推進します。

## 基本目標 1

### 福祉への理解の促進

市民一人ひとりが地域福祉の主役となって取り組んでいけるよう、広報・啓発活動、福祉教育の充実を進めます。

- 広報・啓発活動の充実
- 福祉教育の充実

- ▶ 地域における福祉教育等の推進
- ▶ 学校等における福祉教育の推進
- ▶ 障害のある人との交流

## 基本目標 2

### 支え合いのしくみづくり

ボランティアの育成や住民、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員等が連携できるしくみづくりを進めます。

- 地域福祉を支える人づくり
- 地域のネットワークづくり
- 住民主体による地域課題を解決する場づくり

- ▶ ボランティアの育成支援
- ▶ ボランティアコーディネーターの育成
- ▶ ボランティア活動への支援
- ▶ 地区社会福祉協議会の設立支援
- ▶ 地区社会福祉協議会の活動支援

## 基本目標 3

### 地域における福祉サービスの充実

適切なサービスが提供されるための体制づくりと、住民が主体となる生活支援サービス、集いの場づくりを促進します。

- 集いの場づくり
- 生活支援サービス等の構築
- 社会福祉を目的とする事業の充実

- ▶ 既存のサロン活動等の拡充
- ▶ 地区社会福祉協議会によるサロン活動等の推進



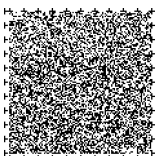
## 基本目標 4

### 地域での見守りと権利擁護の推進

地域での見守り、災害時の支援体制の整備など、安心して暮らせるまちづくりを地域ぐるみで推進します。

- 地域の見守り活動の推進
- 災害時における要支援者への対策の推進
- 相談体制の充実と権利擁護の推進
- 生活困窮者の自立支援

- ▶ 避難行動要支援者名簿の作成とその活用
- ▶ 避難行動要支援者の個別計画の策定
- ▶ 災害に関する研修等の開催
- ▶ 災害に強い地域づくり
- ▶ 災害ボランティアコーディネーターの養成
- ▶ 見守り体制の充実
- ▶ 成年後見支援事業の実施
- ▶ 日常生活自立支援事業の実施



## 6つのことをみなさんと一緒に取り組みます

### 6つの重点的な取り組み

この計画は、市と市社会福祉協議会が、市民のみなさんと一緒に地域の福祉力を高めていくものです。では、何をどのように始めるのか。一緒に取り組み、活動する市民のみなさんに理解していただくため、6つの重点的な取り組みを定め、毎年度進捗状況を確認していきます。



#### ① 障害のある人等への理解の促進

##### (1) 地域における福祉教育等の推進

広報・啓発活動はもちろん、関係施設での体験等の取り組みを推進します。  
認知症サポーター等の養成とともに、支援方法を学ぶ機会の提供に努めます。

##### (2) 学校等における福祉教育の推進

児童・生徒の福祉意識に大きな影響を与える福祉教育を推進します。  
(車いす体験、手話等の福祉実践教室、福祉施設での体験学習)

##### (3) 障害のある人との交流

障害のある人と児童・生徒との交流機会の場を提供し、障害者理解を促進します。

#### 地域の役割

- ▶ 市や市社会福祉協議会等が開催する講座等に積極的に参加し、福祉に関する知識を深めましょう。
- ▶ 障害のある人等との交流会や施設訪問に参加し、体験することで相互理解を深めましょう。

#### ① 障害のある人等への理解の促進の年度別目標

区 分		現状値	目標値				
			H27	H28	H29	H30	H31
ボランティア体験学習	参加者数	326人	330人	335人	340人	345人	350人
児童・生徒福祉実践教室	アンケート結果 (理解できた割合)	—	50%	55%	60%	65%	70%
児童・生徒等のボランティア育成事業	アンケート結果 (理解できた割合)	—	50%	55%	60%	65%	70%

#### ② ボランティアの育成支援

##### (1) ボランティアの育成支援

ボランティア情報や活動に必要なノウハウを提供します。

##### (2) ボランティアコーディネーターの育成

ボランティアコーディネーターの育成を推進します。

##### (3) ボランティア活動への支援

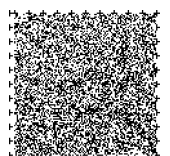
市社会福祉協議会ボランティアセンターや刈谷市民ボランティア活動センターは、ボランティア活動の立上げ、運営に関する相談等を通して、ボランティア活動を支援します。

#### 地域の役割

- ▶ ボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加しましょう。
- ▶ 市社会福祉協議会等が開催するボランティア講座に参加してみましょう。

#### ② ボランティアの育成支援の年度別目標

区 分		現状値	目標値				
			H27	H28	H29	H30	H31
ボランティア情報の発信	発信回数	—	2回	4回	4回	6回	6回
定年退職者等へのボランティア案内	実施回数	未実施	1回	2回	2回	4回	4回
ボランティアコーディネーター 養成講座の受講者数	延べ受講者数 (H18年度以降)	12人	13人	14人	15人	16人	17人
ボランティア団体活動費助成	助成団体数	75団体	76団体	81団体	82団体	89団体	90団体



### ③ 地区社会福祉協議会の設立支援

#### (1) 地区社会福祉協議会の設立支援

市社会福祉協議会は、地区事務所を設置するとともに、福祉のなんでも相談員としての役割を担うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地区社会福祉協議会の設立を支援します。

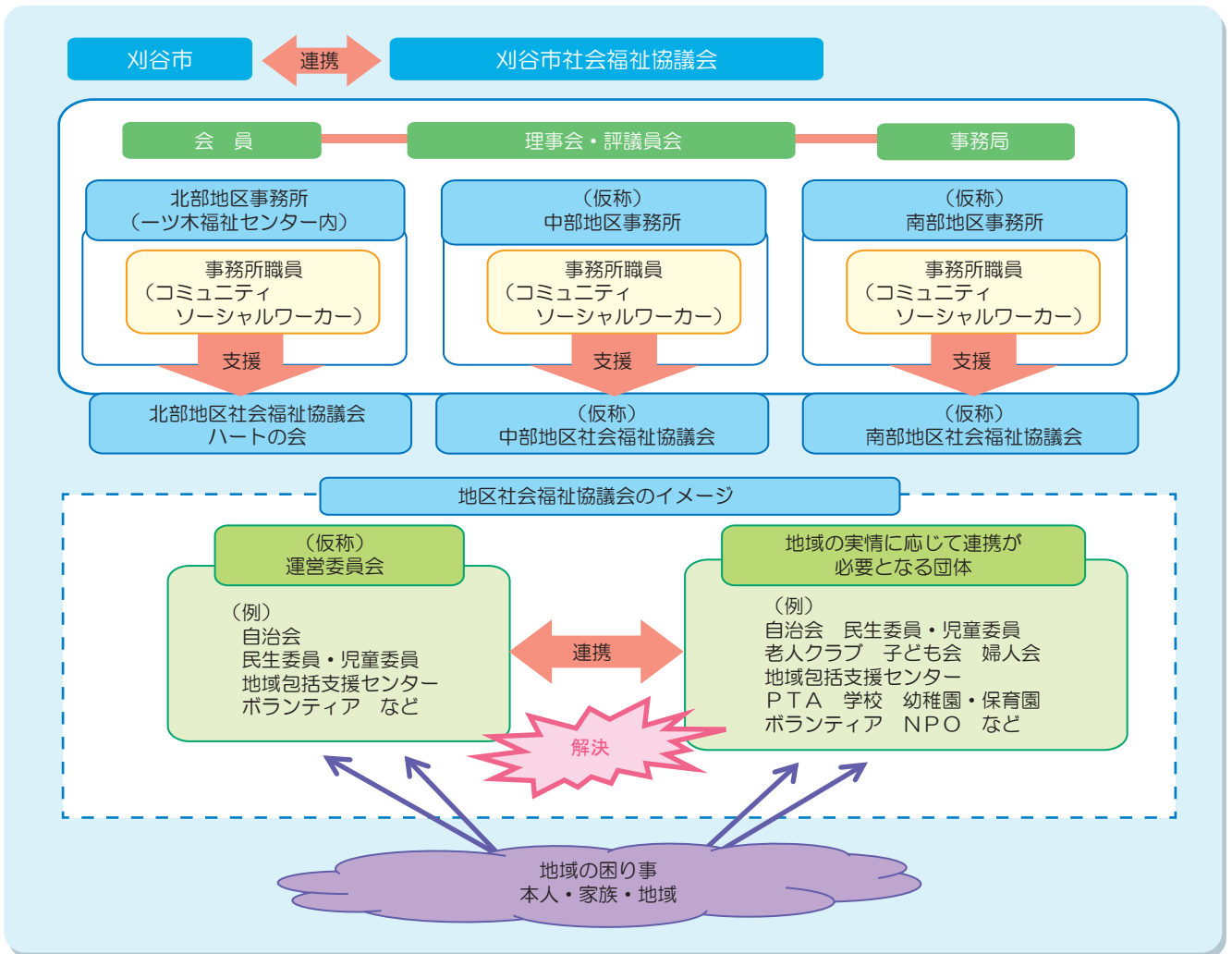
#### (2) 地区社会福祉協議会の活動支援

市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の設立後も、各種講座や講演会の開催、ボランティア団体の立上げ等の活動を支援します。

#### 地域の役割

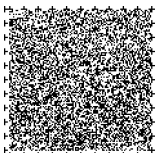
- ▶ 地区社会福祉協議会や市社会福祉協議会地区事務所が、どのような組織でどのような活動をしているところかを知りましょう。
- ▶ 地区社会福祉協議会の取組みに参加してみましょう。

#### ●地区社会福祉協議会のイメージ



#### ③ 地区社会福祉協議会の設立支援の年度別目標

区 分	現状値	目標値				
		H27	H28	H29	H30	H31
地区社会福祉協議会	北部	設立済				
	南部		準備	設立		
	中部				準備	設立



## ④ サロンづくりの推進と生活支援サービス等の構築

### (1) 既存のサロン活動等の拡充

高齢者サロンや子育てサロン活動の取組みを支援するとともに、コミュニティカフェの開設、交流型のサロン等の実現に努めます。

### (2) 地区社会福祉協議会によるサロン活動等の推進

地区社会福祉協議会でのサロンの立上げ、先進的な活動の紹介等を行い、新たな団体の立上げや団体間の交流支援を行います。

#### 地域の役割

- ▶ 地域で開催されている高齢者サロン、子育てサロン活動について理解するとともに、活動に協力しましょう。
- ▶ 地域の高齢者・子育て中の親子に、高齢者サロン、子育てサロンの周知や参加を呼びかけましょう。

### ④ サロンづくりの推進と生活支援サービス等の構築の年度別目標

区 分		現状値	目標値				
			H27	H28	H29	H30	H31
高齢者サロン実施団体	団体数	27団体	27団体	29団体	29団体	32団体	32団体
子育てサロン実施団体	団体数	11団体	11団体	13団体	13団体	16団体	16団体
なごやか交流会	参加者数	423人	425人	430人	435人	440人	445人
高齢者サロン、子育てサロン実施団体間の交流	参加団体数	6団体	8団体	10団体	12団体	14団体	16団体

## ⑤ 地域における避難行動要支援者等の支援と見守り体制の充実

### (1) 避難行動要支援者名簿の作成とその活用

避難行動要支援者名簿を作成します。地域防災計画にそって、災害の発生に備え、あるいは災害発生時において、名簿を活用します。

### (2) 避難行動要支援者の個別計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、避難支援等関係者を定め、個別計画の策定を進めます。

#### 地域の役割

- ▶ 日頃から地域の高齢者や障害のある人にあいさつや声かけを行い、災害時に地域で見守り体制づくりを心掛けましょう。
- ▶ 防災訓練に参加し、防災意識を高めましょう。
- ▶ 高齢者や障害のある人もできる限り防災訓練に参加し、地域とのつながりを持ちましょう。

### (3) 災害に関する研修等の開催

高齢者や障害のある人が自らの身を守るための研修、防災関係者に対する研修等を開催します。

### (4) 災害に強い地域づくり

避難行動要支援者への地域行事参加の呼びかけや日頃からの声かけ、見守り活動を行います。

### (5) 災害ボランティアコーディネーターの養成

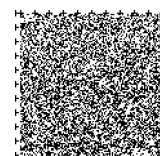
災害時にボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターを養成します。

### (6) 見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者や障害のある人等を地域で見守る体制づくりを進めます。

### ⑤ 地域における避難行動要支援者等の支援と見守り体制の充実の年度別目標

区 分		現状値	目標値				
			H27	H28	H29	H30	H31
避難行動要支援者名簿		作成	更新	更新	更新	更新	更新
災害ボランティアコーディネーター養成講座	延べ修了者数	273人	303人	333人	363人	393人	423人
災害ボランティアコーディネーター	延べ登録者数	94人	104人	114人	124人	134人	144人



## 6 権利擁護の推進

### (1) 成年後見支援事業の実施

市は、市社会福祉協議会と一体となって成年後見支援事業を支援していきます。

市社会福祉協議会は、成年後見制度に関する普及・啓発、相談、手続き支援を行います。また、身近に成年後見人になる人がいない場合などに、後見人の受任も行います。

### (2) 日常生活自立支援事業の実施

市社会福祉協議会は、認知症高齢者や障害のある人等判断能力が十分でない人を対象として、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業を実施します。

### 6 権利擁護の推進の年度別目標

区 分		現状値	目標値					
			H27	H28	H29	H30	H31	
成年後見支援センター		準備	設置					
法人後見	受任件数	—	5人	6人	7人	8人	9人	
日常生活自立支援事業		契約者数	33人	34人	35人	36人	37人	38人



### 第3次刈谷市地域福祉計画 概要版

発行 平成27年3月

発行者 刈谷市・社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会

編集

刈谷市 福祉健康部福祉総務課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL: 0566-62-1012

FAX: 0566-24-3481

社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地

TEL: 0566-23-1600

FAX: 0566-25-2566

